

令和 7 年 11 月 27 日
三 重 労 働 局

津公共職業安定所における文書の誤交付について

三重労働局（局長 石田 ^{いしだ}_{さとし} 聡）は、津公共職業安定所において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概 要

津公共職業安定所（以下「津所」という。）において、職員 X が A 氏の雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を誤って B 氏に誤交付する事案が発生した。

受給資格者証には、A 氏の雇用保険支給番号、被保険者番号、氏名、生年月日、性別、口座番号、離職時賃金日額、基本手当日額、所定給付日数及び離職前事業所名が記載されていた。

2 事実経過

- （1）10 月 22 日、A 氏から名前を呼ばれないと申出があり、A 氏の受給資格者証（以下「A 氏の書類」という。）がなくなっていることが判明した。
- （2）同日、同一姓の B 氏の受給資格者証が残っており、B 氏に架電し確認したところ、A 氏の受給資格者証を持っており、書類の返却時に誤交付したことが判明した。
- （3）同日、津所の雇用保険課長が B 氏に謝罪を行い A 氏の書類を回収した。
- （6）同日、津所の所長が A 氏に書類を返却、謝罪した。

3 原 因

返却時の本人確認の際に、十分なチェックをしていなかったこと。

4 二次被害の有無

発覚後 1 時間以内に誤交付した書類を回収し、B さんに他に漏えいがない旨を確認したため、二次被害が発生する可能性は低いと考える。

5 再発防止策

（1）津所における取組

- ① 10 月 22 日に緊急幹部会議を招集し、所長から全職員に対し経過説明と再発防止の徹底を図るよう指示した。あわせて、全職員に対し個人情報

保護に関する研修テキストによる緊急自主点検の実施を指示し 10 月 25 日に完了した。

- ② 所長が毎日所内を巡回し、本人確認の確実な実施等、再発防止のための注意喚起を行う。
- ③ 11 月 4 日より実名での呼び出し方式を廃止し、番号札方式（番号札をセットしたクリアファイル内に書類を入れて、番号札を本人が持ち、番号で呼ばれるのを待つ）で呼び出しを行い、受給資格者証の返却時には受給資格者本人から氏名、生年月日を申し出てもらい、その後、窓口担当者からダブルチェックを行うことを再徹底する。
- ④ 11 月 4 日より午前中のみ（火曜日～金曜日）で行っている失業認定を午後の時間帯を追加し、各時間帯の人数を減少させる。

（２）三重労働局における取組

- ① 10 月 23 日、総務部長から、三重労働局内の全ハローワーク及び労働基準監督署の所属長に対し、メールで本案件の概要を説明するとともに、個人情報漏えい防止の基本動作の徹底について指示した。また、総務部長が三重労働局全所属を訪問し、緊急点検を実施した（11 月 26 日終了）。
- ② 10 月 28 日、職業安定課長より、三重労働局内の全ハローワークに対し、チェックリストに基づき、所属長が全項目について確認を行うよう指示し 11 月 11 日確認が完了した。
- ③ 10 月 29 日、労働局局議を開催し、総務部長より本案件の概要を説明するとともに個人情報漏えい防止の基本動作の徹底について指示した。

【担当】 三重労働局職業安定部職業安定課
課長 中村 克彦
課長補佐 村井 邦章

電話 059-226-2305